（器差検定の方法）

第九百七条　濃度計の器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（性能に係る技術上の基準）

第九百八条　濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（使用公差）

第九百九条　濃度計の使用公差は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（性能に関する検査の方法）

第九百十条　濃度計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（器差検査の方法）

第九百十一条　濃度計の器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇二二）による。

（表記）

第九百十二条　ガラス電極式水素イオン濃度検出器（以下この章において「検出器」という。）の表記事項は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（材質）

第九百十三条　検出器の材質は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（性能）

第九百十四条　検出器の性能は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（検定公差）

第九百二十三条　検出器の検定公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（構造検定の方法）

第九百二十四条　検出器の構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（器差検定の方法）

第九百三十四条　検出器の器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（器差検定の方法）

第九百七条　濃度計の器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（性能に係る技術上の基準）

第九百八条　濃度計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（使用公差）

第九百九条　濃度計の使用公差は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（性能に関する検査の方法）

第九百十条　濃度計の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（器差検査の方法）

第九百十一条　濃度計の器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九五九（二〇一五）による。

（表記）

第九百十二条　ガラス電極式水素イオン濃度検出器（以下この章において「検出器」という。）の表記事項は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（材質）

第九百十三条　検出器の材質は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（性能）

第九百十四条　検出器の性能は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（検定公差）

第九百二十三条　検出器の検定公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（構造検定の方法）

第九百二十四条　検出器の構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（器差検定の方法）

第九百三十四条　検出器の器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（性能に係る技術上の基準）

第九百三十六条　検出器の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（使用公差）

第九百三十七条　検出器の使用公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（性能に関する検査の方法）

第九百三十八条　検出器の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（器差検査の方法）

第九百三十九条　検出器の器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇二二）による。

（表記）

第九百四十条　ガラス電極式水素イオン濃度指示計（以下この章において「指示計」という。）の表記事項は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（性能）

第九百四十一条　指示計の性能は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（検定公差）

第九百五十三条　指示計の検定公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（構造検定の方法）

第九百五十四条　指示計の構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（器差検定の方法）

第九百六十三条　指示計の器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（性能に係る技術上の基準）

第九百六十四条　指示計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇二二）による。

（性能に係る技術上の基準）

第九百三十六条　検出器の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（使用公差）

第九百三十七条　検出器の使用公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（性能に関する検査の方法）

第九百三十八条　検出器の性能に関する検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（器差検査の方法）

第九百三十九条　検出器の器差検査の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―一（二〇一五）による。

（表記）

第九百四十条　ガラス電極式水素イオン濃度指示計（以下この章において「指示計」という。）の表記事項は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（性能）

第九百四十一条　指示計の性能は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（検定公差）

第九百五十三条　指示計の検定公差は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（構造検定の方法）

第九百五十四条　指示計の構造検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（器差検定の方法）

第九百六十三条　指示計の器差検定の方法は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。

（性能に係る技術上の基準）

第九百六十四条　指示計の性能に係る技術上の基準は、日本産業規格Ｂ七九六〇―二（二〇一五）による。